

沖縄県協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月

沖 縄 県

ま え が き

協同農業普及事業は、都道府県と農林水産省と協同で実施され、その時々の農政課題に対応して、我が国の農業の発展に大きな役割を果たしてきた。近年、食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化し、スピード感を持った農政改革の推進が求められている中、食料の安定供給の確保、農業・農村が有する多面的機能の発揮はもとより、食の安全・安心の確保や農業及び農村における価値の創出など、新たな農政の展開方向に即した取り組みが必要となっている。

そのため、普及事業の展開に当たっては、消費者の視点も重視しつつ、普及事業の一層の重点化、高度化・効率化を図るとともに、農政の推進役として、その役割を十分に発揮していくことが重要となっている。

一方、本県における農業改良普及事業は、昭和25年に全琉民政府農林省の下で、米国の普及事業を規範に発足し、琉球大学や農業試験場との連携によって研究・普及・教育が一体化されスタートした。昭和47年の本土復帰後は、農業改良助長法の下で、国と県との協同農業普及事業として実施され今日に至っている。この間、台風、干ばつ等厳しい自然特性、離島性、市場遠隔性等の制約条件の中で農業施策の推進と普及事業の積極的な取り組みにより、亜熱帯の温暖な地域特性を生かした生産活動が多様に展開されてきた。

今後の普及事業は、課題と対象の重点化を図りつつ、直接農業者に接して、農業者の技術や経営能力の向上を図り、拠点産地の育成、これを担う優れた農業者の育成確保、農村における男女共同参画社会の形成、高齢化に向けたゆとりある農村社会の形成を目指して、農業者の多様なニーズに対応できる課題に取り組む必要がある。

また、沖縄県農林水産業振興計画に基づく「持続的農林水産業の振興」「多面的機能を生かした農山漁村の振興」を目指して、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化をはじめとした施策を推進する。

さらに、農業教育の場として、農業者研修教育施設を中心に農業教育の強化を図り、新規就農者や就農希望者、女性農業者の経営参画の支援など、農業・農村を担うべき人材の育成確保を強化する必要がある。

このため、今後おおむね5年間における効率的・効果的な普及事業を推進する「協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定する。

第1 普及指導活動の課題

食料の安定供給の確保と農業の多面的機能を発揮し、農業の持続的な発展を図るためには、先進的技術や経営管理手法を積極的に取り入れ、これを効果的に駆使し得る意欲・能力に優れた農業を担うべき人材を育成確保することが重要である。

こうした観点から、今後の普及事業においては、認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な担い手等の育成を重点課題として位置づけるとともに、地域の重点課題解決のための相談、提案、組織化など普及指導活動を効率的・効果的に組み合わせた活動を基本として展開するものとする。

そのため、優れた農業の担い手を新たな展開の核としながら、生産性の高い特色ある地域農業の確立を目指すとともに、地域農業のまとめ役を通じて農業者の自主的な取組への支援を効果的に行い、地域農業の振興や農村社会の活性化を推進する。

また、農業を担うべき人材の確保や農業・農村への理解を醸成するために、農業教育に対して支援を行うものとし、併せて、新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策を推進する上で必要な技術・経営指導を実施する。

1 安定的な農業の担い手育成に向けた取組に対する支援

農業・農村を取り巻く社会的・経済的環境の変化に伴い、農業の担い手の減少・高齢化が顕在化し、経営感覚に優れた意欲ある担い手の育成確保を図ることが重要な課題となっている。そのため、普及指導対象を重点化し、普及指導活動を展開する。

(1) 認定農業者等への高度な技術支援

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者や認定農業者を志向する農業者をはじめとする経営改善に意欲的な担い手及び先進的経営体を重点化し、技術革新に向けた支援を行う。

(2) 農業経営管理能力の向上

農業経営者及び法人経営体の経営能力を高めるため、収益性を明示した技術指導、

農業経営の診断及び分析に基づいた経営改善計画の策定に向けた支援等を行う。

(3) パートナーシップ経営の確立

継続的な担い手育成のため、女性農業者及び後継者の経営参画を促進する。このため、女性農業者の生産技術と経営技術の習得、家族経営協定締結へ向けた意識啓発を支援する。

2 農業者の育成及びその将来にわたる確保に向けた取組に対する支援

農業を取り巻く環境の変化や農業経営体が多様化する中、農業を担うべき人材の技術及び経営管理能力の向上を図ることにより、安定的かつ継続的に発展する経営体を育成する。

(1) 新規就農者の確保

将来における担い手を確保するため、意欲ある青年農業者、新規就農者及び新規参入者等に対し、関係機関と連携した就農相談及び支援活動を通じて生産及び経営技術の習得を支援する。

(2) 農業・農村を担うべき人材の育成確保

地域農業の継続的な発展と活性化を図るため、農山漁村における男女共同参画社会の形成、高齢化に対応した農村生活及び営農環境の改善、都市と農村の交流など課題に対応した地域農業及び農村のリーダーとなる人材及び組織を育成する。

3 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に対する支援

(1) 戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立

亜熱帯気候に位置する沖縄の優位性を活かし、高品質で安全・安心な農産物を消費者や市場に定時、定量、定品質で供給することにより、おきなわブランドの確立と産地形成を図る。

ア 野菜

ゴーヤー、さやいんげん等の戦略品目を中心に、産地毎の経営類型の作成、育

成すべきモデル経営への誘導及び現場即応型技術実証展示ほなどの設置や調査研究活動を通して新技術の開発・普及を行う。

また、需要動向に対応した生産・流通への支援、産地リーダーの育成を行い拠点産地形成を推進する。

イ 花き

輪ぎく、小ぎく等の戦略品目を中心に、育成すべきモデル経営への誘導、現場即応型技術実証展示ほ等の設置や調査研究活動を通して新技術の開発・普及を行う。

また、需要動向に対応した生産・流通体制整備の支援、産地リーダーの育成を行い拠点産地形成を推進する。

ウ 果樹

マンゴー、中晩柑類等の戦略品目を中心に、産地毎の経営類型の作成及び育成すべきモデル経営への誘導、現場即応型技術実証展示ほ等の設置や調査研究活動を通じた新技術の開発・普及を行う。また、消費者嗜好や需要動向に対応した生産・流通体制の整備の支援、産地リーダーの育成を行い拠点産地形成を推進する。

エ かんしょ、薬用作物

かんしょ、ウコン、アロエベラ等の戦略品目を中心に、産地毎の経営類型の作成及び育成すべきモデル経営への誘導、現場即応型技術実証展示ほ等の設置や調査研究活動を通じた新技術の開発・普及を行う。また、加工分野との連携による高付加価値化・生産安定化支援、産地リーダーの育成を行い拠点産地形成を推進する。

オ 肉用牛

肉用牛の飼養管理技術の向上、粗飼料の生産・利用の効率化、飼料自給率の向上等により肉用牛経営の安定化と肉用牛供給産地の形成を推進する。また、新技術や効率的な生産方式の導入を支援するとともに、高品質肉用牛の生産を推進する。さらに、ふん尿の適切な処理と利用促進等の環境対策を推進する。

(2) 安定品目の生産体制の強化

安定した生産が行われ、地域経済や自然環境の保全に大きく寄与している品目及び土地利用型作物を安定品目として位置づけて生産振興を図る。

ア さとうきび

担い手の減少や高齢化等が進んでいることから、関係団体との連携を強化し、生産法人組織及びリーダーの育成、農業機械オペレーターの育成、技能向上等を通じて担い手の育成を支援する。また、栽培体系の改善支援を通して土地生産性の向上や低コスト生産技術の普及を図る。

イ パインアップル

加工原料用と生食用果実のバランスのとれた生産の拡大を図る。加工用原料果実の栽培については機械化による栽培面積の拡大、農作業の受委託化の推進を図り、生食用果実の栽培においては栽培技術の向上、新品種の導入、高品質化等により産地化を図る。

ウ 水稲

早場米産地を育成するため、「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に向け、優良品種の導入及び栽培技術の普及を図る。

エ 酪農

環境に対応した飼養管理技術の向上、低コスト乳生産技術及び省力管理技術の導入により、高品質の乳生産と経営の安定化を支援する。また、ふん尿の適正処理と利用促進等の環境対策を推進する。

オ 養豚

優良種豚の導入や飼養管理技術の向上により高品質で斉一性のあるおきなわブランド豚の育成を支援する。また、ふん尿の適正な処理と利用促進等の環境対策を推進する。

カ 養鶏

需要の動向に即した計画生産及び悪臭発生防止やふんの適正処理と利用促進等の環境対策を推進する。

4 環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援

農業の持つ自然循環機能を生かし、資源の循環利用による土づくり、化学肥料及び農薬の削減、農業生産資材の適正処理及び地球温暖化に適応する農業生産に向けた取組等を支援する。

(1) 土づくりと資源循環型システムの推進

土壌・作物栄養診断等に基づく適切な施肥管理及び肥効調節型肥料等の活用による化学肥料の低減技術の普及を図る。さらに、土づくりとして有機質資材の有効活用技術の普及を図り、関係機関と連携して有機質資源の循環利用を推進する。

(2) 病虫害防除対策の推進

性フェロモンの利用や施設園芸作物への天敵の活用等により農薬使用量の低減化を図り、環境と調和した病虫害防除技術の普及を推進する。

また、特殊害虫、鳥獣害等の防除対策については関係機関への支援を行う。

(3) 環境保全型農業の推進

特別栽培農産物、エコファーマー、有機農業等の環境保全型農業の取り組みを推進する。

(4) 赤土等流出防止対策の推進

各地域の農業状況に応じて、裸地化防止の作付け体系、マルチ、カバークロープ、減耕起、圃場周囲へのグリーンベルト植栽など対応策を推奨し、赤土流出防止を推進する。

(5) 防災営農の推進

安定的な農業生産を推進するために、台風及び季節風対策として防風林等の計画的な設置を推進する。また、本県が導入を推奨している耐候性施設に適した管理技術の普及を図る。

5 食の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する支援

農業者による食の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する支援を行い、安全な農産物の安定的な供給を推進する。

(1) トレーサビリティ等の推進

安全・安心な農産物を消費者へ提供するため、農業生産工程管理の導入、農産物

の栽培履歴、飼養管理の記帳を推進する。

(2) 農薬の適正使用の推進

安全な農作物を生産するために、農家が農薬の適正な使用ができるよう関係機関と連携して支援する。

6 農山漁村地域の振興に向けた取組に関する支援

多面的機能を生かした農山漁村の振興を図るため、各関係機関・組織及び市町村と連携を強化して、多様な需要に対応した生産拡大と付加価値を高める取組や地域住民の主体的活動を支援する。

(1) 地産地消の推進と地域資源を活用した6次産業化等による収益力向上

農家の所得向上と就業機会創出のために、農産物の付加価値を向上する加工や販売・流通、またそれらを融合した新たなサービス創出等農業者の経営多角化等に対する支援や産地の戦略的取組、生産資材費の縮減等を推進する。

また、地産地消を視野に入れた農業生産の推進や高齢者の農業生産活動を支援する。

(2) 快適で活力ある村づくり

農村の豊かな自然や農業の多面的機能を再評価し、地域住民合意に基づく自主的なむらづくりを支援する。遊休農地の有効利用、集落等地域営農体系の検討、情報の交換活動等を通して、農村リーダーの育成などの活動と活力ある地域農業を支援する。

(3) 都市住民との交流促進

都市住民の農業・農村への理解促進と農村地域の活性化を図るため、農村と都市住民との交流促進、体験プログラムの開発、グリーン・ツーリズム実践者の育成に向けた支援を行う。

第2 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員については、県全域を担当する普及指導員（以下、「広域普及指導員」

という)と一定の範囲の地域を担当する普及指導員(以下、「地域普及指導員」という)を配置する。

1 普及指導員の配置

(1) 広域普及指導員の配置

広域普及指導員は、関係各課との連携により県の農業振興施策を効率的かつ効果的に推進するため、本庁主務課に配置する。専門項目については、工芸作物及び雑穀、野菜、花き、果樹、畜産、土壌及び肥料、病虫害、農産物流通及び食品加工、農業経営、農家経営、普及指導方法等、普及事業の高度化に対応できるよう設置する。

(2) 地域普及指導員の配置

地域普及指導員は、農業改良普及センター(農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。以下同じ。)に配置し、継続的な普及指導活動を推進するため、同一地域に一定の在任期間を確保する。

また、農業依存度の高い離島地域には普及指導員を駐在として配置する。

(3) 農業大学校における普及指導員の配置

農業大学校に配置する普及指導員は、地域農業事情に精通し、専攻コースや青少年に対し高い指導力を有した職員とする。

2 普及指導員の職務

普及指導員の職務は、直接農業者に接して行う普及指導と調査研究を基本とし、農業の現場にあつて新技術等を農業者に迅速かつ的確に普及することとする。また、関係機関や地域の指導者へ働きかけ、地域における農業の技術及び経営に関する課題の解決を図る。

その際、試験研究機関、民間の技術者及び農業者等の協力を得て実施する。

(1) 広域普及指導員の職務

広域普及指導員は、農業施策の推進を支援するための普及事業の方向性、普及事業の推進方法などを示唆すると同時に、全県的な課題解決を図る。

ア 調査研究の総合調整と実施

全県的に取り組むべき課題について、課題の設定及び実施の方法等について、農業改良普及センター及び関係機関等との総合調整を行う。

また、調査研究により、有効な成果が得られるよう、試験研究機関、大学、市町村、農業団体、教育機関等と連携を保ちつつ、専門分野または普及指導活動の技術及び方法についての実証・適応試験、資料収集・分析調査、実態調査等を実施する。

イ 広域課題に対応した普及指導

農業改良普及センターの管轄区域を越えて解決すべき課題については関係する農業改良普及センター及び関係機関等と連絡調整を行うとともに、地域普及指導員と連携しながら、直接農業者に対する普及指導を行う。

ウ 普及指導活動の総合的な企画調整

協同農業普及事業の効果的な実施を図るため、各農業改良普及センターによる普及指導計画の策定、計画の実施、効果の測定及び評価等を行う際の県域としての総合的な企画調整を行う。

エ 試験研究機関との連携について

試験研究機関との連携にあたっては、研究課題の設定等に積極的に関わり、普及と研究のコーディネートの役割を担う。

オ 県農政の施策推進のための連絡調整

沖縄県農林水産業振興計画に基づく施策の推進のため、普及の役割を明確にし、他課との連携により取り組む。

カ 効率的かつ効果的な研修体系の構築

研修計画の作成及び実施、研修効果の評価等を行い、効率的かつ効果的な研修体系を構築する。

(2) 地域普及指導員の職務

地域普及指導員は、地域の課題解決を主とした普及指導活動や調査研究活動を実施する。

ア 農業者に対する普及指導

高度かつ実践的な科学的技術及び知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、相談、実証展示、講習会等の手段により、直接農業者に接して、技術及び農業経営または農村生活の改善のための普及指導を実施する。

イ 地域課題解決のための調査研究

広域普及指導員との連携により、地域課題解決のための調査研究を普及指導と一元的に実施する。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズに対応し、普及指導員の機能を十分に発揮していくために必要な資質の向上が図られるよう、研修の充実強化に努める。

研修は、中長期的な視点に立った普及指導員研修基本計画及び年度ごとの研修実施計画に基づき実施する。計画の作成に当たっては普及指導員の研修に対するニーズの把握とその反映に務める。

また、研修は、国と県の役割分担に基づき、効率的・効果的かつ体系的に実施するとともに、研修結果を把握し、次年度の研修実施計画に反映する。

1 普及指導員の研修

(1) 新任者研修

ア 普及指導員として職務遂行能力の向上を図るため、試験研究機関、先進農家等への派遣研修、先輩普及指導員等によるOJT等の実践的研修を実施する。

(2) 機能強化研修

- ア おきなわブランドの確立及び安定品目の生産体制強化等を推進するため、技術・経営指導の高度化に関する研修及びマーケティング研修を実施する。
- イ 農業者等への的確な指導を行うため、普及指導活動の高度化に関する研修を実施する。
- ウ 県の重要施策としての農政上の課題に関する研修を実施する。
- エ 地域農業の組織化・活性化など総合的な課題解決手法、調査研究手法などの習得を図るための課題解決能力の向上に関する研修を実施する。

(3) 企画・運営能力強化研修

- ア 普及組織の活動強化、普及指導員研修の効果的实施等、普及指導活動の総体としての機能の発揮のための研修を実施する。

2 人事交流の促進

高度な知識、技術や広い視野を有する優れた普及指導員を確保し、効率的・効果的な普及指導活動を実施するため、試験研究機関、農林水産部各課等との人事交流を計画的に行う。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動の展開に当たっては、普及指導活動の基本的な課題や沖縄県農林水産業振興計画に基づき、農業生産の担い手の育成・支援、地域農業や地域づくりのまとめ役となる人材の育成支援を行うため、普及指導計画を策定し、効率的かつ効果的な普及指導活動を展開する。

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動については、農業の担い手の技術革新に向けた取組を支援する活動並びに地域農業の技術及び経営に関する課題の解決を支援する活動への重点化を図る。

2 先進的技術の迅速な普及

試験研究機関等の関係機関連携のもと、現地にあった技術の組立と実証等により農業者の技術革新に向けた取組を支援する。

また、技術情報をはじめとする各種情報を迅速に農業者等に提供できるよう、情報ネットワークの充実を図る。

(1) 試験研究機関との連携強化

現地のニーズを的確に把握し、研究機関へ情報提供するとともに、試験研究機関で開発された技術等について現地実証等を踏まえ迅速に農業者等へ普及する。

(2) 試験研究、普及指導及び研修教育による一体的な取組の充実強化

本県の実情を踏まえつつ、試験研究機関、農業大学校との実効性の高い連携体制を構築するとともに、大学、民間の専門家との連携を積極的に推進する。

3 普及組織体制

(1) 農業改良普及センターの設置

普及指導員の活動拠点及び農業者等に対する情報提供及び相談の場として、北部・中部・南部・宮古・八重山の各地区に農業改良普及センターを設置し、伊平屋島、伊是名島、伊江島、久米島、南大東島、北大東島、多良間島、与那国島の8離島には各地区農業改良普及センター直轄の駐在を設置する。

(2) 農業改良普及センターの事務

農業改良普及センターは、農業改良助長法第12条第2項各号に掲げる事務を行う。

(3) 普及指導員の活動体制

農業改良普及センターを拠点とする活動方式については、機能分担活動方式と地域分担活動方式の併用方式とする。なお、離島駐在にあつては、地域分担活動方式とする。

(4) 農業改良普及センター所長の事務

農業改良普及センター所長は、普及指導員及び普及事務の管理者として普及事業を総括する。

4 普及指導員の活動方法

(1) 普及指導計画の策定

ア 普及指導計画については、5カ年の普及指導基本計画とそれに基づく単年度の普及指導計画の策定を行い、計画的な普及指導活動を展開する。

イ 普及指導計画の策定に当たっては、地域の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象や課題毎の活動方針、計画等を示すとともに、適切な効果測定指標を設定するものとする。

(2) 普及指導活動の評価

ア 評価は、内部評価としての年度途中における中間評価及び年度末における年度末評価並びに外部の有識者等による外部第三者評価に分けて行い、その充実に努める。

イ 中間評価は、普及指導計画の重点課題の活動目標に対して進捗状況、実効性等を検討し、未達成の要因分析、支援事項の調整活動方法について行う。

ウ 年度末評価は、目標達成、活動方法、活動体制、活動成果などについて総合的な内部評価を行うとともに、地域農業改良普及推進協議会において報告・検討し、次年度の普及指導計画の策定に反映させるものとする。

エ 外部第三者評価は、より効率的かつ効果的な普及指導活動を展開するため、幅広い視点から内部評価の結果や普及指導活動の成果などについて、客観的・合理的な評価を実施する。

また、評価結果の概要については、今後の改善方針を付した上で、広報などを通じて広く県民に公表する。

5 民間との連携のあり方

普及指導活動の高度化・重点化に伴い、農業協同組合などとの役割分担を明確にするとともに、民間専門家の積極的な活用を行う。

(1) 農業協同組合との連携

普及指導員は重点的な指導対象を主体に活動を行い、一般的な営農指導並びに生産組織の育成、マーケティング等については、農業協同組合の営農指導員との役割

分担を明確にした上で支援する。

(2) 民間専門家の活用と支援

税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、IT化など、民間専門家の活用が効果的な分野については農業者自らが活用できるよう誘導する。

(3) 普及指導協力委員の活用

民間の専門家及び地域における先導的な役割を担う農業者等を普及指導協力委員として位置づけ、その協力を得ながら効率的な普及指導活動を行うとともに、普及指導協力委員の掘り起こしや活動の活性化に努める。

6 農業研修教育の強化推進

(1) 農業大学校における研修教育

農業大学校は、次代の農業を担う経営感覚に優れた青年農業者等新たな担い手を育成するため、農業改良普及センター、試験研究機関や指導農業士等と密接に連携し、講義、実習を組み合わせた実践的な研修教育をとおして青年農業者、地域農業を担う農業者の養成を行うとともに、その発展段階に応じた研修教育を行う生涯習施設として充実強化を図る。

また、大学及び農業高等学校、民間農業研修施設等との連携を強化し、農業技術及び経営方法、先端技術、情報処理技術などに関する専門的な研修教育を強化推進する。

さらに、指導職員については、教育機関の経験、一定の普及指導経験や試験研究機関における技術開発経験を考慮した配置に努めるとともに、体系的な研修を実施し、資質の向上に努める。

(2) 新規就農者及び青年農業者などへの支援

農業改良普及センターは農業大学校と連携し、新規学卒者、Uターン青年及び他産業からの新規就農者に対し、就農形態に応じた技術の習得、経営計画の策定、制度資金の活用等について支援する。特に、新規就農者に対しては市町村、農業委員会、農地利用集積円滑化団体等との連携の下に農地確保について支援する。

青年農業者については国内外研修への派遣やプロジェクト活動、指導農業士を活用した体験学習などの支援を行うほか、農業青年クラブへの加入促進を図る。

また、沖縄県青年農業者等育成センターとの情報交換を密にして、認定就農者に対する情報提供、営農相談などを実施する。

(3) 学校教育との連携

学校教育との連携を強化し、農業高校生を対象とした研修への支援や、児童生徒に対し農業体験学習を通して農業・農村の持つ多面的機能を理解させ、将来の農業を担うべき人材の確保を図る。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 行政施策への対応

地域農業及び農業者の現状並びに意向が行政施策に反映されるよう、関係機関との連携を密にするとともに、各種行政施策に対しては、関係機関との役割分担を明確にし、課題解決を図るため、農業改良資金、就農支援資金等の制度資金や各種補助事業等を有効な手段として普及指導計画に位置づけ、効果的に活用されるよう支援する。

また、男女共同参画社会の形成を支援するため、農山漁村女性に関する行政施策に対応する。

2 農業改良普及推進協議会

地域における普及事業推進のため、地域農業改良普及推進協議会を設置し、普及指導課題の選定、活動成果の評価、関係機関との連携・役割分担など普及指導活動の推進に関する事項について協議する。

3 他都道府県との連携強化

全国的な普及指導活動の課題を解決するため、他都道府県と情報の共有化を図る等

連携を強化する。

4 海外技術交流への対応

海外における農業課題と事例を学び、国際感覚の涵養を図るなどの観点から普及指導員の海外派遣を積極的に行う。

また、東南アジアなど海外からの研修生の受入れ、海外の普及事業関係者との交流、情報の収集・提供などを推進する。

5 普及指導員の育成、確保

普及指導員を継続的に確保するため、普及指導員の受験要件が早期に満たされるよう、配置及び異動に留意する。

また、普及指導員養成の計画的な研修を強化する。